

令和7年10月 湯川村教育委員会定例会 会議録
(令和7年10月2日開催)

湯川村教育委員会

令和7年10月湯川村教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 令和7年10月2日(木) 午後3時
- 2 招集場所 湯川村役場「会議室」
- 3 出席委員 教育長 二瓶 重和
1番委員 常法寺 萬人 2番委員 齋藤 喜子
3番委員 小野 宏美(教育長職務代理者) 4番委員 塩川 秀樹
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した職員
教育次長兼学校教育課長 坂内 真隆 社会教育課長兼公民館長 二瓶 隆
学校教育係長 橋本 智美 社会教育係長 大場 尚子
- 6 会議録署名人の指名
1番委員 常法寺 萬人 3番委員 小野 宏美
- 7 書記の指名
教育次長兼学校教育課長 坂内 真隆

●傍聴人： 4名

〈開 会 午後3時〉

- 1 開会
二瓶教育長が開会を宣言した。
- 2 会期の決定について
会期は本日1日限りとした。
- 3 議事日程について
資料に基づいて進行する。
- 4 会議録署名人の指名について
1番 常法寺万人委員、3番 小野宏美委員の両名を指名。
- 5 書記の指名について
教育次長を指名した。
- 6 教育長職務代理者の指名について
教育長 昨年の定例会において、今後職務代理者については1年交代とすることと確認をしたところです。10月1日から小野宏美委員を職務代理者にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(質疑なし)

- 7 令和7年9月湯川村教育委員会定例会会議録の承認について
教育次長 事前に配付しております9月4日会議録の案について何かご指摘ありましたらお願いします。

(質疑なし)

8 議事

議案第31号 令和7年度湯川村教育委員会表彰に係る表彰者の決定について

(教育次長)

議案書をもとに説明。

(質疑)

常法寺委員 中学校生徒の推薦については、学校長又は保護者から推薦の形にしていた
きたかったです。次回あればお願いします。

採決・・・可決【全員挙手で承認】

9 教育長報告事項について

(1) 教育長出席の行事及び会議等 (教育長)

(2) 今後の予定行事及び会議等 (教育長)

(質疑)

小野委員 10月28日(火) ゆがわ幼稚園の要請訪問については教育委員にも案内が来て
いるので「◎」ではないでしょうか。

教育長 「◎」に訂正をお願いします。

常法寺委員 9月26日学力向上推進会議第3回全体研修会で笈川小学校全学年の授業を公
開していただきましたが、統一をお願いしたい部分があります。目当ての赤、
まとめの青については囲むようになっていますが、囲んでいないクラスが2ク
ラスありましたので、統一していただければありがたいです。また、低学年の
場合は、定規を使って囲むようにした方が良いと思います。

10 所管事業に係る報告事項について

(1) 教育委員会

①第576回湯川村議会9月定例会に係る一般質問答弁及び課題と対応について (教育次長、二瓶
課長)

資料に基づき説明。

(質疑)

塩川委員 伊藤議員から、教員の超過勤務が常態化しているのではないかという質問に対
し、超過勤務の該当教員に校長が指導しているという回答の記載がありました。
以前も定例会で言ったかもしれませんが、当該教員だけの問題では無く、その
教員に仕事集中している可能性もあると思いますので、1人の責任ではない
と思います。指導は必要だと思いますが、その内容を精査して、1人の教員に
仕事集中しないように全体的に仕事配分を調整するといったことが必要だ
と思います。記載からだけだとこのように感じましたので、何か他に補足の答弁
をしているのであれば教えてください。

教育長 議会の中でお話しした内容は記載のものになります。今度、校園長会があります
ので、この件について組織として改善していこうという話をしようと思ってい

るところです。

塩川委員

統合小学校に関しての答弁について、基本方針案と少しずれている表現がありました。答弁では統合小学校建設に向かって進んでいると表現していますが、方針案では統合小学校も視野に入れて整備を計画的に進めていくといった記載になっています。視野に入れているだと、統合小学校ではない方向性についても検討していくのかと取れます。廣川議員から、統合に関して教育委員会で合意があるのかという質問に対しては、統合に向かって進んでいくことを確認していると答弁しているので、方針案の表現については違和感があります。これについては方針案の協議の際に、改めてお願いします。

常法寺委員

超過勤務の件は前にも話題になったことがありますよね。超過勤務が多い先生については、なぜ多いかという実態・中身について校長が把握し、指導・対応していかなければ減らないと思います。

今回、議会の生中継を拝見しまして、感じたことを述べさせていただきます。

1点目は、こども家庭センターについてです。設置目的は村長答弁のとおりだと思います。妊婦から18歳までの子どもについてこども家庭センターだけでは対応できないので、教育長答弁のとおり関係機関との連携が必要だと思います。具体的には学校や児童相談所などになるかと思いますが、体制づくり・組織づくりがきちんとしてきているのか心配しています。早期に整備してほしいと思います。特に学校との連携については、質問があったとおりヤングケアラー、その他では児童虐待、発達障がいの方への支援、1人親の家庭についてはどうなっているのかなど、様々な面で必要だと思いますし、そういった実態を捉えて支援をしていくのがこども家庭センターの役割だと考えています。その中で気になったのが、中学校を卒業した不登校の子どもへの支援をどうしていくのかについてです。「卒業した後、通信教育受けました」あたりまでは良いのですが、その後がどうなっているのか見えてきません。関連して、2年ぐらい前に伊藤議員からだったかと思いますが、「村には『不登校対策協議会』が無いので設置してはどうかというご意見に対して、「検討します」とのことでしたが、そこから何も話題に出てきていません。つまり、中学校卒業までについては良いのですが、それ以降の支援についてはこども家庭センターへつないで支援していかなければいけないのではないかと思います。不登校については「家庭に問題がある場合もある」と盛んに言われていますが、家庭へ支援が必要だとなれば、こども家庭センターだけではなく、SSW（スクールソーシャルワーカー）の採用についても検討してはどうかと思いました。

2点目は、神田議員の、「統合のロードマップは」という質問について、教育長は「令和12年度に開校します、設置します」といった答弁をされたと思います。聞いていましたので間違いありません。もしも私が間違っているというのであれば、教育長も自分でどういう答弁をしたのかを後で確認していただければありがたいです。「令和12年度」とおっしゃったので、私たちの意見を聞いていただいてそうなったのかと喜んでいましたが、その後の廣川議員の同じような質問については、令和12年度ではなくて「令和13年度云々」と言ったように答

弁が曖昧でした。今日の基本方針案の資料では、スケジュールが空欄になっているのですが、入れるべきでは無いのでしょうか。

3点目、高木議員のプールに関する質問についてです。まず、シートについては「冬になると戻ってくる」という見解のことでしたが、万が一直らなかった場合について早めに保証してもらえるようにしていただければと思います。また、戻った事例についても調査していただければと思います。水泳授業について「8～10時間が必修です」という答弁がありました。確かに必修になっておりますが、1回あたり1時間で考えるとプール前後の着替えや準備運動で実質的にプールに入っているのは30分程度になります。2時間単位で5回にすればプールに入る時間を確保できると思います。また、プールは必修となっておりますが、プールが無い場合や老朽化している等の場合は川、海や校外のプールで実施したり、特別な事情がある場合は実技指導は取り扱わず、事故防止の観点からの座学でも良いとなっております。最近だと、中学校においては肌を露出するのが嫌だということで水泳実技授業を取りやめているところもあるようです。本村の場合は各学校で授業をしなければいけないので、6千万円で両小学校のプールを直しましたが、そこまで使用していない。統合小学校について考えていくときに、プールについては今後こうしますといった指針も作っていかないといけないと思います。先ほどの塩川委員が指摘したような部分も含め、方針についても後ほど指摘させていただければと思います。

齋藤委員 伊藤議員のヤングケアラーについて、幼稚園・小学校・中学校について答弁していますが、中学校卒業から18歳になるまでの間が支援から漏れてしまわないか心配です。

教育長 教育委員会として「中学校まで」という考えでお話していましたが、中学校を卒業した子どもについては、民生委員さんにも入っていただかないといけないと思いますし、連携していきたいと思います。

(2) 学校教育課

①第73回全会津中体連駅伝競走大会結果について（橋本係長）

資料に基づき説明。

(質疑無し)

②令和7年度就学時健康診断実施計画書について（橋本係長）

資料に基づき説明。

(質疑)

常法寺委員 終わってしまったものには意見申し上げられませんので、次年度は9月定例会に出していただきたいです。

吟味検査の担当について、笈川小学校の教諭と養護教諭になっています。毎年言っていることですが、勝常小学校に入学する幼児もいるので、勝常小学校の教諭と養護教諭も入るべきだし、人手が足りているのであれば、笈川・勝常1人ずつでも良いと思います。次年度はお願いします。

教育長 これまでは幼稚園の先生が幼稚園からユースピアゆがわまで連れて行って、健診を受けています。保護者はこれまで関わっていませんでしたが、本来であれば保護者が連れて行って、健診をし、医者からのアドバイスを受けるという形が望ましいと思います。また、私が現職でいた時は、学校で実施しており、保護者に対して校長から入学前に準備しておくという良いことなどを話していました。次年度については、医者よる健康診断自体はユースピアでも良いかもしれませんが、他の部分については学校での実施ができないか校舎長会で話そうと考えています。先ほど常法寺委員がおっしゃったように、学校側が次年度入学する子どもを見る機会にもなると思います。

塩川委員 委員や教育長からも意見や考えもありましたので、やはり事前に計画書を見て、意見を言うべきものだと思います。計画書はいつ頃できるものですか。開催前の直近の定例会で計画書を出して、議論していかないといけないと思います。結果報告だけで、毎年同じ内容の指摘を繰り返すことになっていると感じます。開催前の直近の定例会で出していただかないといけません、できないことは要求できませんので、いつ頃に日程が確定するのか教えてください。

教育次長 就学時健診についてはこれまで報告事項で実施させていただいた部分でした。次回も実施後の報告事項ということで実施させていただきますが、協議が必要な部分については協議事項とし、計画書を決定する形としていきたいと思えます。

常法寺委員 今の話は違うと思います。昨年は実施前に指摘していたと思います。一昨年も勝常小学校の先生については指摘していた部分でしたが、直っていません。先ほどの教育長がお話した次年度の話についてですが、保護者の負担が大きくないでしょうか。従来どおり検査を行って、吟味検査に該当した子どもの保護者へは別日で面談をする形が良いと思いますので、検討をお願いします。

塩川委員 計画書、日程はいつ頃できるのか回答をお願いします。

教育次長 事務局として実務内容について計画をしているもので、議決事項ではないため議案として挙げておりませんでした。ご指摘いただいたように、先月協議事項として挙げるなど事前説明をするべきであったと反省する部分です。

塩川委員 ですから、それができるものなのかどうかを確認したいので、日程的なものを教えてくださいと言っているのです。

橋本係長 年間計画の中で日にち自体は決まっております。医者への依頼の関係もあり、計画書案としては2ヶ月前ぐらいにはできていますが、9月18日に関係者事前打合せにて協議を行い、協議内容をふまえて正式な計画書になります。

塩川委員 計画書案の段階で良いので出すようにしていただきたいです。
質問したのは、「議案としてどう」とか「やり方が悪い」とかそういうことではなくて、一昨年・昨年と意見しているものが直っていないので、実施前に協議の場があった方が良くと考え、計画書ができるのはいつなのか、日程的なものを確認しただけです。次年度は活かしてやっていただくと良いと思います。

常法寺委員 人数とか、医者の名前とかはきまっていなくても、概ねどういう形で実施するか計画書案を作成するのは難しくないと思いますので、次年度をお願いします。

③市町村教育委員会連絡協議会両沼支会秋季総会について（教育次長）

資料に基づき説明。

（質疑無し）

④令和7年度「ふくしま学力調査」結果報告書（教育次長）

資料に基づき説明。

（質疑）

齋藤委員

P. 19 教科に関する調査の国語、小学校5年生部分の記号が、「▲」となっていますが、「△」ではないでしょうか。

P. 21 国語、小学校4年生の5行目、「藤樹人物」となっていますが「登場人物」ではないでしょうか。少し下の中学生の記載「確実に力を身につけている」の言い回しに違和感があるので修正をお願いします。

P. 22（2）質問紙調査についての2行目、「ドン学年も」となっていますが「どの学年も」ではないでしょうか。7行目「之しかった」となっていますが「楽しかった」ではないでしょうか。9行目「おついて」となっていますが「落ち着いて」ではないでしょうか。

P. 20②令和6年度調査から学力が伸びた児童生徒の割合について、何の領域が伸びた、伸びた要因など何か分かっているものはありますか。

教育次長

集計の仕組みまでは把握できておりません。結果を受けてどのような改善をしていくかという取り組みについては今後検討する内容です。

塩川委員

教科ごとの平均正答率は県平均を下回っている項目が多いですが、昨年度からの伸び率については◎の箇所が結構多いです。伸び率はすごく良いから大丈夫だと保護者が誤解しないように、昨年度から底上げはできていますが、県平均は下回っているという部分を上手く伝えてあげた方が良いと思います。

常法寺委員

齋藤委員が指摘した文字、記号の誤りについてですが、教育長はきちんと精査したのでしょうか。していたらこんなに誤りは無いと思います。

「7 概観」について、昨年度は考察だったと思いますが、この表現で正しいのでしょうか、変わったのでしょうか。

全体的な概観の内容については、昨年度の考察よりは大変良いと思います。長く書いてあって少し見えにくいので、例えば教科に対する調査①平均正答率の下に、国語、算数・数学の概観を書いて、②以下も同様にしていくと見やすくなるのかなと感じました。

内容については、（1）教科に関する調査について小学校6年～中学校2年で県平均を上回ったとありますが、中学2年生は同等ではないでしょうか。また、下回っているものを見ると、「大きく下回っている」の区分の学年もありましたので、「下回った」とまとめずに、大きく下回ったものについては区別してもらう少し分析を入れていただくとありがたいと思います。同様に、「下回った」の区分であっても、「大きく下回った」に近い数値の箇所もありますので、そのあたり細かく分析をしていただければと思います。

国語の正答率の分析で、「中学校は1年、2年はほぼすべての領域で県平均を上

回った。」とありますが、同等だったものがあつたと思います。その下、「大きく下回った問題はなく、」という表現のように、「大きく」を入れていますので、他も同様に「大きく下回った」部分については記載を入れるようお願いいたします。領域別の中の小学校5年生の算数ですが、図形領域については「下回った」ではなく「若干下回った」ではないでしょうか。これらのように、全体的に見直し、もう少し細かく分析をした上で、表現を修正していただきたいです。

(3) 社会教育課

①第11回湯川村小中学生作文コンクール及び少年の主張発表会について(大場係長)

資料に基づき説明。

(質疑)

- 塩川委員 大きな点数になったとはどういうことでしょうか。
- 大場係長 1人30点の持ち点で審査員が9名ですので300点近くになり、集計に時間がかかった点があつたということです。
- 塩川委員 5段階から10段階にしたのは、例えば5段階にした場合、10段階でいう9と10は5になり、評価の差が出づらくなり、同点になる可能性が出てきます。その際には審査員での協議となりますが、審査項目の優先度など指標が無いのでどうしても主観になり、客観性に欠けます。
- 評価の仕方を戻すと同点時の審査に困るので、数字の計算が大変だとしても明確になった方が良いと思いますが、どうでしょう。
- 常法寺委員 塩川委員がおっしゃつたとおり、5段階では評価しづらい点があると思うので10段階にしたと思います。
- 大場係長 昨年度10点満点にした際に、定例会の中で「5段階に戻した方が良い」という意見もありましたので5段階にしました。決定ではありませんのでご意見いただければと思います。
- 常法寺委員 同点の場合のことを考え、10段階の方が良いと思います。
- 教育長 審査表は10段階に修正させていただきます。

②「堂後遺跡及び勝常寺旧境内総合調査報告書」及び「国の史跡指定」に向けた進捗について(二瓶課長)

資料に基づき説明。

(質疑)

- 常法寺委員 3行目「大きな事業のひとつ」の「ひとつ」はひらがなが良いのか感じが良いのか確認をお願いします。
- P.28下から2つ目の枠、「銭塔が寄進される」とありますが、建物であれば青字では無いでしょうか。
- その下、1721年の部分ですが、「観音堂に大額奉納」という文が黒字で書いてありますが、緑かオレンジ色ではないでしょうか。担当の方に確認をお願いします。

二瓶課長 確認します。

③第 19 回市町村対抗福島県軟式野球大会の結果について（二瓶課長）

資料に基づき説明。

（質疑無し）

11 所管事業に係る協議事項について

（1）「湯川村立小学校の整備に向けた基本方針」素案について（教育長、教育次長）

資料に基づき説明。

（質疑）

塩川委員

教育長がおっしゃった内容については方針ではなく基本構想・基本計画の部分だと思えます。場所や運用の中身については方針には入れられないと思えます。あくまで基本方針は、湯川村立小学校を今後どういうふうにしていくのか、統合することを謳うのか検討中となるのか、だと思えます。

前回は指摘しましたが、方針案の「はじめに」4行目、「小学校の統合なども」が直っていません。

P.2以降の部分、先ほどの議会答弁の話も踏まえてですが、「小学校統合に向けて動く」という内容でなぜ記載できないのかなと感じます。「小学校の統合なども視野に入れて」は、他の選択肢も検討しているのでしょうか。「統合を目指す」というのが基本方針ですね。

統合した際の懸念事項・反対意見・心配ごとに対して、例えば「通学距離が伸びる部分についてはスクールバスを検討します」など、ある程度基本方針で打ち出してあげないといけないと思えます。その後に立ち上げる整備方針委員会で場所などを決めるという話で、それに向けてどういう準備をしていくかですよ。

複式学級にもデメリットばかりではないですが、メリットとデメリットを考えて総合的に考えて統合を選択することになったので、統合することのデメリットに対しては考えていかないといけないですが、統合することについては、はっきり記載すべきだと思います。

教育次長

その後の記載で「検討してきました」とするところを「検討しております」と記載しており、表現がおかしくなっていました。

教育長

その部分は修正いたします。

塩川委員

確認ですが、教育長の構想は分かりましたが、具体的な検討をする整備委員会では基本方針ができるまでは立ち上げられないのですか。

教育次長

整備委員会のイメージとしては、基本構想からとなりますが、こういう方向で進めていきたいとお示しし、それに対して意見を聞きながら構想・計画を作っていくということで考えております。

塩川委員

基本方針が完成しないうちは整備委員会は立ち上げられないということよろしいでしょうか。

教育次長

そうです。

塩川委員 準備委員会に基本構想・計画を練ってもらうが、基本構想・計画は方針に基づいて作成していかなければならないので、基本方針が完成していないうちは整備委員会は立ち上げられない。よって早めに基本方針を作りましょうという理解でよろしいでしょうか。

教育長 そのとおりです。

教育次長 先ほどの複式学級の部分についてはP.6に記載しています。

塩川委員 「複式学級だと先生の負担は増える」で良いですか。

教育長 複式学級を持った先生の負担は増えます。

塩川委員 負担が増えるということは児童に対して良くないということですね。

常法寺委員 負担が増えるのはそうですが、今現在、仮に複式学級が出た場合、村は複式学級に対して講師を独自に雇う等で解消する考えは無いのでしょうか。令和13年度開校とありましたが、ある程度場所なども考えがあるので、基本構想・計画についてはそんなに時間がかからないでできるのではないのでしょうか。特色のある教育、小中学校・義務教育学校のメリット・デメリット、併設などの考えについてもネットで調べれば分かります。それを踏まえて検討すれば良いので予算がつくかどうかは分かりませんが、令和12年度開校も目指せるのではないのでしょうか。法改正で土・日の工事ができなくて工程が伸びたなどの事情で伸びたなら仕方無いと思いますが、まず令和12年度を目標として目指すべきだと思います。

塩川委員もおっしゃってましたが、あくまで基本方針、考え方なので、長々と書きすぎていると思います。「はじめに」4行目、令和4年度からの部分は経過報告ですので、ここに入れるべきなのかどうか。別で整理しても良いと思います。「教育長に1月に報告しました」とありますが、村長への報告等についていつしたのかも記載した方が良いと思います。次の「報告書では～」とありますが、基本方針の中に入ってくるのではないのでしょうか。それから、中をもう少し膨らませる、検討委員会の報告書をもとに協議した旨記載がある箇所については、誰と協議したのかを追記した方が良いと思います。

さらに、保育所・幼稚園の保護者へアンケートを取ったり、パブリックコメントの記載もありますが、基本方針策定の際は不要だと思います。意見を聞くなら、構想・計画など、もっと具体的な内容に進んだ後だと思います。統合小学校については、第六次振興計画・教育大綱にも位置付けると思いますので、これらもふまえて基本方針を作成しましたという流れにした方が良いと思います。P.3の6行目「勝常小学校の児童は～」という記載ですが、笈川小学校の部分が丁寧に記載してあるので、笈川小学校と同様になどとした方が良いと思います。後ろから3行目、「複式学級を担任する教員の負担も大きくなります」については、複式学級が確定しているように記載してありますが、転入があつて複式学級ならないかもしれないですね。

校舎の老朽化の部分の3行目、中学校の老朽化についても記載ありますが、小学校の話なのに中学校も記載しなければいけないのでしょうか。

先ほどの「はじめに」の部分は、次の検討委員会によるアンケートがあるので

これにまとめても問題無いと思います。保護者の意見や考えというのも載せるべきだと思います。P.6の5番目は、3番目と同じですので、まとめてしまって良いと思います。

1番目ですが、複式学級を解消できる学校規模を確保しますとなっているのに、令和12、13年は複式にするのですか。ならないようにするべきではないでしょうか。

3番目、前も指摘しましたが、笈川地区、勝常地区といった地域性をひとつに捉え、それぞれの地区の行事といった記載があります。ひとつに捉えるのであれば、「それぞれ」はいらぬのではないですか。村の地域行事としてとらえるのですよね。

P.7の3番目、「小中学校の施設について」とありますが、基本方針の中で中学校の記載はいらぬのでしょうか。また、ユニバーサルデザインは良いのですが、基本方針なのでトイレ、エレベーターなど具体的な記載はいらぬのではないのでしょうか。整備委員会の中で議論する中身ではないのでしょうか。

P.8に「放課後児童クラブを併設し」とありますが、P.10では校舎の中に作る事になっています。そういう構想なののでしょうか。児童クラブについては基本方針の中に入れなくてはいけないものなのか、捉え方によっては誤解されるのではないかと思います。

P.9にもアンケートの結果が出てきますが、何回もアンケートの結果が出てきますが、どこかにまとめて記載あればいいのではないのでしょうか。(3)「複式学級の授業研究会の参加の機会を確保する」とありますが、研究会に参加するのですか。

通学の部分について、「概ね2km以上」という文言が出てきますが、「概ね」という記載が良いのかどうかです。他の適正配置基本方針を参考にしながら直した方が良いかと思います。

3番目、地域学校協働活動と学校運営協議会がありますが、学校運営協議会があって地域学校協働活動があるので、順番は逆になると思います。

4番目、統合後の跡地の利活用についてはもう少し詳しく記載した方が良くと思います。地域の皆様の意見を吸い上げるのは良いですが、整備委員会や教育委員会についても記載した方が良くのではないですか。

開校までの進め方については、ここに載せなくても良いのではないのでしょうか。参考資料も基本方針には必要無いのではないのでしょうか。

最後に改めて言いますが、基本構想・計画の内容についても、既にある程度考えはまとまっているので、令和12年度開校を目指せると思います。

今ご意見があったように、もう少しスリム化した方が良くと思います。

開校スケジュールで令和13年という話が出てきたのは、事業者に話を聞いたりして、おおよそ基本設計に1年、実施設計に1年、建築に2年ということだと思えますが、何か根拠になるようなものはありますか。プロが「令和13年度ではないと不可能です」と言ったら諦めますが、子どもの教育を考えた時に、令和12年にできる可能性があるのならば、我々は「令和12年度」と言い続

塩川委員

けますよ。

教育次長 一般論ではこういう工程になってしまいます。

塩川委員 一般論ではなくて、こういう学校を作るという事実に対して、こういう工程でないと出来ないと言われたのですか。

教育次長 基本計画が完成しておらず何も見えていない中で、「令和12年度に間に合います」なんて言えないという状況です。

塩川委員 逆算をして、令和12年度に建築するためには、「いつまでに設計ができて、いつまでに構想・計画できていないとだめなので無理です」といった回答をもらったのですか。

教育長 そういった相談の仕方はしていませんでした。

塩川委員 一般的な話ではなくて、「令和12年度に開校するためにはどのようなスケジュールであれば可能ですか」という聞き方をしないといけないですよ。

教育次長 令和12年度に開校したいと考えていますということで相談はしてきています。

塩川委員 一般的に無理ですではなくて、根拠となるところを明確に知りたいです。根拠を聞いて絶対に無理だと納得できれば、諦めて令和12年度1年間をどう対応するか具体的な意見を出していけるとと思います。一般的にはという話だけで根拠が無い状態では、「令和12年度に何とかできるのでは」と思いますよ。

常法寺委員 今の考えでは、中学校の校庭を使うから校庭の整備はいらくないですよ。教育委員会サイドで大まかな考えはあるのだから、整備委員会で視察して少しもんでもらえば計画もできるのではないのでしょうか。そうすれば、令和8年の8月頃に基本設計に入っていければ令和12年度も間に合うのではないのでしょうか。もう一度事業者と相談して、予算は別にして、何とか間に合うようにお願いします。

塩川委員 令和12年度に複式になる可能性を示して、アンケートを村民・保護者・子どもにお願いして、結果を考察したのに、令和12年度に統合小学校を間に合うようにしなければおかしいですよ。できないのであれば、明確な根拠が必要で、住民も納得できません。

常法寺委員 間に合う可能性があるなら、子どものためだから毎月だって会議やりますよ。令和8年度に整備委員会を作って丁寧にやるので、時間がかかります。本来であれば、適正規模検討委員会があって諮問して、教育委員会に報告があって、統合に進みましょうという流れが普通です。これまでのやり方が逆で、あるべき姿検討委員会・あり方委員会などずっと議論してきているわけですので、我々だけで進めて、内容について意見を2回ぐらい聞くようにすれば、整備委員会を作る必要が無いと思います。既に構想・計画もだいたいできています。

教育長 令和12年度に間に合わないのであれば、できない理由を聞きたいです。次回はきちんとお話できるようにします。

(2) 令和8年度からの放課後児童クラブの運営（民間委託）について（教育次長）

資料に基づき説明。

(質疑)

塩川委員 継続してやっていただける8人の待遇については、今の待遇の継続は確約されていますか。

教育次長 今の給与額をさげる形で民間委託とすることではなく、現状の給与額の水準を確保できる基準で民間委託していく考えです。委託後の待遇等については確認をしながら業者選定を行ってまいります。

塩川委員 委託後に給与が下がったということが無いようにお願いします。また、人が確保できない場合でも、何とか対応しますといった契約条項に入れますか。

教育次長 幼稚園・保育所の給食のように、連帯保証人を定めて、委託先が人員確保が難しい場合になっても、対応できるように契約書を交わします。

齋藤委員 今働いている方は委託先の社員になるようなイメージですか。

教育次長 そうです。

齋藤委員 先ほどの人員不足の話ですが、他の場所で人が足りなくて逆にそちらに行ってくださいと言われる可能性はありますか。

教育次長 そこまでは想定していませんでしたが、一般論としては通常は勤務場所が決まっており、本人の同意が無い限りはできないはずです。

齋藤委員 社員になったらそうとも限らないのではないですか。

教育次長 正社員ではなくパート社員の扱いですので、そのようなことはないと考えております。本人が正社員の道を希望すればあり得ると思います。

常法寺委員 この事業者到会津管内で委託しているところは無いので、デメリットは無いのか他自治体の現場を見てきてほしいです。社会福祉協議会に委託してやっているところも確かにありますが、完全に民間というわけでは無いですよ。今やっている児童クラブのところに視察して現場を見て、うまくいっているのかどうかを見てきたらどうですか。議員に納得してもらえるのか。私は心配です。

教育次長 会津若松市なども公設民営となっています。

常法寺委員 この民間事業者ではないですよ。

教育次長 募集しても人が集まらない状況で、次年度以降の運営が危ぶまれるので、検討して委託を提案しているところです。

常法寺委員 児童クラブを見てくれる人が2～3人来てくれれば良いのですよね。

教育次長 今やめるといっている方がいて引き留めてやってもらっている中、募集しても人が集まらないので提案をしております。

常法寺委員 民間でも良いとは返答しています。人は集まるかもしれないですよ。民間委託で議会通るのですね。

教育次長 それは提案してみないことにはわかりません。村長には説明しています。

常法寺委員 そこまで裏付けしてから提案しないといけないのではないかとやっているのです。

教育次長 10月から白河市でも大きく始めた教室もありますので、見てきたいと思います。

常法寺委員 機会があれば私たちも行かせてください。納得できません。

教育次長 このままでは運営ができないかもしれませんのでご提案しています。

常法寺委員 小学校1～3年生までにすることもできるのですよ。ようはやり方だから。

教育長 議会に説明できるようにしていきたいと思います。

1 2 その他

(1) 教育委員会 10 月・11 月行事予定について（教育次長）

資料に基づき説明。

（質疑）

小野委員 11 月に第 4 回学力向上推進会議は入ってこないのでしょうか。確認をお願いします。

教育長 確認して後でお知らせします。

(3) 令和 7 年 11 月定例会の日程（教育次長）

令和 7 年 11 月 6 日（木）午後 3 時 30 分からとした。

(4) その他

塩川委員 ・複合施設についてはどうなっているか。
→複合施設自体の検討進捗は無い。過疎債が複合施設建設に活用ができないので、一旦公共施設の現状を調査し、これから検討を進めるところ。

教育長、教育次長 ・熊への対応状況について説明した。
→熊が出た方面の子どもだけにでも、熊鈴に配付するのも良いか。

1 2 定期報告事項【非公開】

- ・「令和 7 年度 6 月湯川村教育委員会定例会 会議録」に関わる要請書について
- ・いじめ、不登校の現状について

1 3 閉会

二瓶教育長が閉会を宣言した。

〈閉 会 午後 7 時 15 分〉